

令和 8 年度

★事前申請のみ

オンライン申請も可能です。

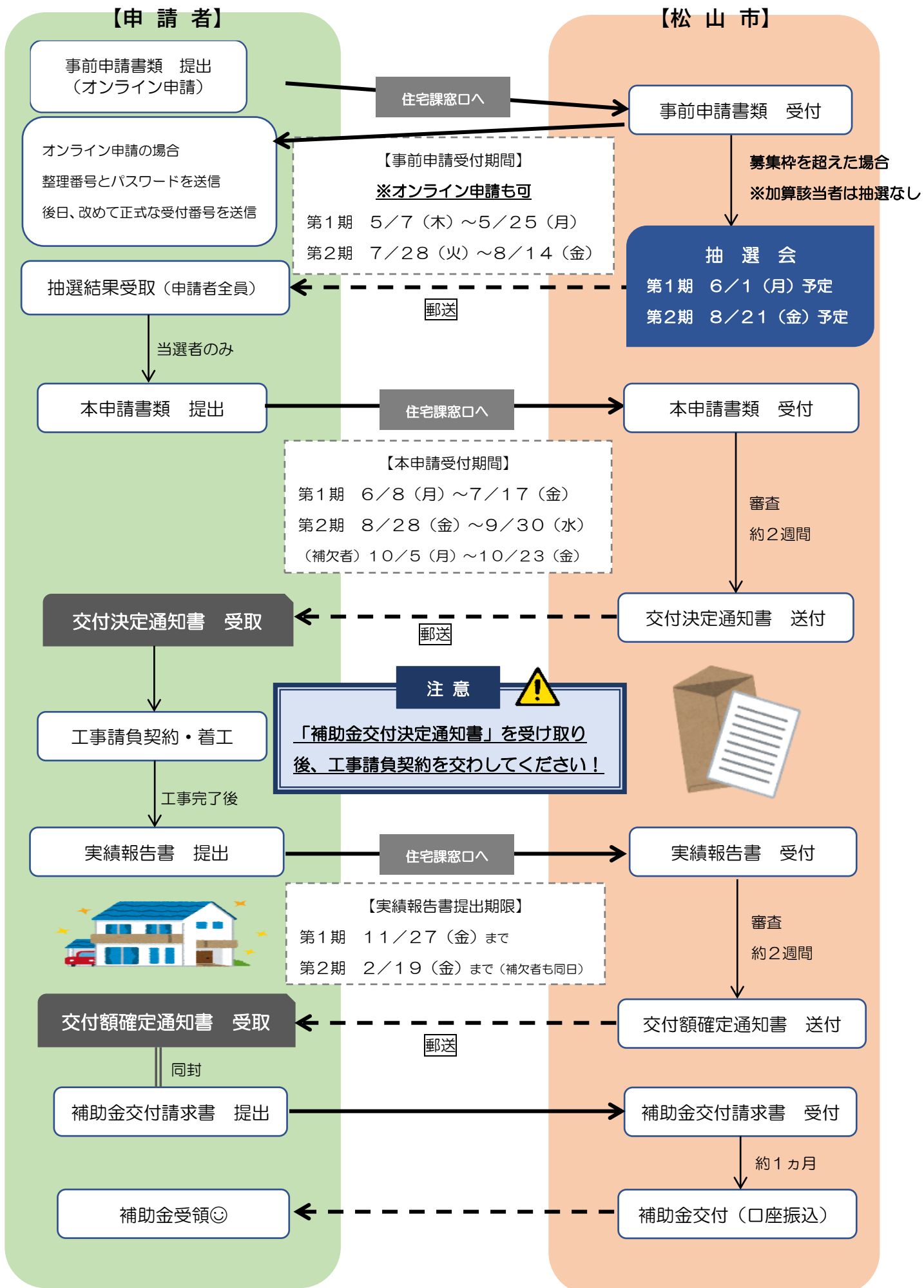
松山市わが家のリフォーム応援事業 申請の手引き



良好で安心・安全な住宅ストックの形成を推進し、
住環境を良好にするリフォーム工事を応援します。

対象住宅 対象者	以下の全てに該当する人・住宅		
	●工事をを行う住宅を所有する登記名義人で、当該住宅に居住している人、 又は実績報告時までに居住する人		
●松山市税を完納している人（一部例外あり）			
●昭和56年6月1日以降に着工され、築10年経過した住宅(本申請時)、 又は昭和56年5月31日以前着工だが、耐震性を証明できる住宅			
※過去5年以内（令和3年度以降）に「わが家のリフォーム応援事業」の補助金を受けた方は対象外です。なお、同一住宅 で建物の共有名義人が5年以内に補助金を受けた場合も対象外です。			
対象工事	リフォーム工事 ※対象工事費の合計が税抜50万円以上から申請可 詳細は4ページ		
※本事業は、松山市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約を交わすことが条件です。 ※既に工事請負契約が済んでいる場合や、工事を着工・完了している場合は対象外です。			
補助金額	対象工事費（税抜）の10%かつ、上限20万円		
加算金額 【優先枠】	それぞれに、30万円を加算 ■空き家バンク加算 ■省エネ化加算 加算該当の場合は、 <u>抽選なしで補助金の交付申請ができます。</u>		
募集枠 及び 受付期間		第 1 期 募 集	第 2 期 募 集
	募集枠	6,000万円	3,000万円
	事前申請	令和8年5月7日（木） ～5月25日（月） ※事前はオンライン申請可	令和8年7月28日（火） ～8月14日（金） ※事前はオンライン申請可
	抽 選	令和8年6月1日（月）予定	令和8年8月21日（金）予定
	本 申 請	令和8年6月8日（月） ～7月17日（金）	令和8年8月28日（金） ～9月30日（水） 補欠者：10月5日（月）～10月23日（金）
実績報告	令和8年11月27日（金）まで	令和9年2月19日（金）まで (補欠者も同日まで)	

◆事前申請から補助金受領までの手続きの流れ ※施工業者による代理申請可



◆補助対象住宅詳細

住宅の種類	条件・備考
戸建住宅	<u>「申請者」が登記名義人であること。</u> （法人としての所有は対象外）
分譲マンション	分譲マンションは申請者の専有部分のみ。（共有スペースは対象外）
併用住宅 （店舗・事務所等）	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積の1/2以上を居住に使用し、建物内部で行き来できるもの。 ・住宅の外壁・屋根及び居住に使用しているスペースの改修に限る。 （店舗・事務所部分等の改修は対象外）

注 意

補助対象住宅の「建物の登記名義人」「建築年月日」が曖昧な場合は、必ず法務局にてご確認の上、事前申請を行ってください。土地の登記名義人は申請不可。
事前申請時から本申請時に「申請者」の変更は、親族間でもできません。
昭和56年5月31日以前着工で、耐震性がない住宅は申請できません。



◆補助対象外建物

未登記の住宅、店舗、事務所、工場、車庫、倉庫、離れ、物置、賃貸住宅（内部・外部ともに）
 ※ビルトインガレージは、塗装工事の対象になる場合があります。

◆各申請の受付場所・受付時間（オンライン申請・・・P22参照）

◎事前申請のみオンライン申請可（えひめ電子申請システム 松山市で検索）

松山市役所 本館7階 住宅課窓口のみ（各支所・市民サービスセンター、郵送での申請不可）
 平日のみ8：30～17：00まで
 ※補助金交付請求書、申請者向けアンケートのみ郵送または各支所へ提出可





◆抽選について

- 事前申請額が各募集枠を超えたときは、抽選を行います。
- 事前申請額が各募集枠に満たないときは、事前申請者全員が本申請できます。
- 抽選の有無及び抽選結果は、松山市のホームページに掲載し、全ての事前申請者の方に郵送にて通知します。

◆第2期補欠者について

- 当選者の辞退等により予算が余る場合を想定し、第2期のみ抽選後に補欠者の抽選を行い、補欠番号を付番します。
- 補欠番号を付番された方には、予算残額に応じて補欠番号順に本申請の可否を決定します。予算残額によっては、本申請のご案内ができない場合がありますことをご了承ください。
- 補欠者の本申請のご案内は、第2期本申請受付終了後に松山市ホームページに掲載し、補欠者には住宅課より連絡、通知いたします。
- 補欠者の実績報告期日も、令和9年2月19日（金）までです。

◆リフォーム工事（補助対象工事）

 外装工事	屋根	塗装、葺き替え、瓦の取替など
	外壁	塗装、張り替え、シール打ち替えなど
	雨樋	取替、塗装
	開口部	玄関扉取替、サッシ・ガラスの取替
	その他	ベランダ・バルコニー等の防水、既存の外装の修繕等
 内部工事	内装工事	床、壁、天井材の張替・塗替え、修繕等、間仕切りの移動
	左官工事	玄関・浴室・土間等のタイルの張替
	建具工事	建具の取替、ガラスの取替、網戸の張替・取替
	造作工事	棚等造り付け家具の設置、手摺の設置
 その他工事	ユニットバス等への取替、浴槽の取替	
	システムキッチン等への取替	
	洗面化粧台の取替、便器の取替	
	既存住宅の増築工事（既存住宅全部の解体工事は除く）	
	昇降設備工事（ホームエレベーター等の設置）、玄関土間の段差解消	
	外装・内部工事に関連して行う部分解体工事	
	外装・内部工事に伴う構造部材等の補強又は修繕 （木造住宅耐震改修等補助事業を利用して行う補強又は修繕を除く）	

※補助対象工事に係る「諸経費」は、対象工事費に含めて問題ありません。

◆補助対象外工事 ◆補助対象外見積費目

外部工事	門扉、塀（ブロック塀等）、植栽、剪定、カーポートの新設及び取替工事
	下水道、浄化槽の改修・設置また設置に伴う配管工事、雨水浸透ます、雨水タンクの設置
	防犯機器・通信機器等の設置工事
	アンテナのみの取替工事、太陽光発電システム設置工事
	ウッドデッキ・サンルーム・バルコニー等の新設及び取替工事
内部工事	エアコン等家電製品の設置工事、火災報知器等防災機器の設置工事
	カーテン・ブラインド・ロールスクリーン等の装飾品
	シロアリ駆除等の消毒、薬剤散布
	ハウスクリーニング、排水管等の清掃
設備工事	給排水工事、電気工事、ガス配管工事、給湯器（エコキュート含む）取替工事など
見積費目	消費税、設計料、申請手数料、保険加入費、警備費、電力申請費など

◆補助金額の算定

対象工事費（税抜）の10%（上限は20万円）と、加算金額の合計額。

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

※補助合計額が、補助対象工事費の1/2を超える場合は、対象工事費の1/2が補助金額となります。

◆加算金額について

該当する場合は、補助金額にそれぞれ**30万円**を加算します。

●空き家バンク 加算

空き家バンク登録住宅を、令和7年4月1日以降に購入又は購入予定で、補助対象工事を行う方

●省エネ化 加算

建築物省エネ法の省エネ基準に適合する工事で、第三者認証の評価書(BELS 評価書)における断熱性能がレベル4以上の工事を行うもので、実績報告時までに当該評価書の写しを提出できる方

※第三者認証の評価書(BELS 評価書)の申請機関については、P7をご覧ください。

◆各申請時に必要な書類

※各申請書は、住宅課のホームページからダウンロードできます。

【事前申請時】必要提出書類	※オンライン申請可	記載例
① 補助金交付事前申請書	・申請者氏名に、フリガナを記入 ・補助対象工事費は税抜金額を記入	P10
②リフォーム工事の見積書 (コピー可)	・書式は自由 ・施工業者の押印、代表者名記入 ※オンライン申請の場合は、スキャン及び写真撮影により電子化し、一度パソコン等に保存してください。	P12
③委任状	・代理の方（施工業者）が申請する場合	—

【窓口申請提出の場合】

●事前申請受付時、受付（抽選）番号を記入した控えをお渡しします。抽選日まで保管してください。

【オンライン申請提出の場合】

●オンラインで事前申請された方は、整理番号とパスワードを返信いたしますので保存しておいてください。

●オンライン申請者に、申し込み完了後、正式な受付番号（抽選番号）を登録されたメールアドレスにお送りします。

※本申請時に事前申請時から工事金額・加算金額が増額しても、補助金の増額はできません。

注意事項



【本申請時】必要提出書類		記載例
①補助金交付申請書（様式第1号）	・申請者氏名にフリガナ、補助対象工事費は税抜金額を記入	P11
②住民票の写し	・3ヵ月以内に発行されたもの（コピー不可）	—
③完納証明書（松山市税）	・3ヵ月以内に発行されたもの（コピー不可）	—
④登記事項証明書（建物）	・管轄法務局で3ヵ月以内に発行されたもの（コピー不可） ・オンラインによる登記事項証明書等の交付請求において取得した登記情報	—
⑤確約・同意書（様式第2号）	・全事項をよく読んで、現住所・氏名を記入	—
⑥リフォーム工事の見積書（原本）	・施工業者の押印、代表者名記入	P12
⑦補助対象住宅の平面図	・内部、外装工事問わず、全ての階の平面図が必要 ・工事内容を記載	P13
⑧補助対象住宅の全景写真 及び施工前写真	・補助対象箇所は全て必要	P14
⑨補助対象住宅の位置図	・住宅地図のコピーで可	—
⑩委任状	・代理の方（施工業者）が申請する場合	該 当 者 の み 提 出
⑪耐震性を証明する書類	・昭和56年5月31日以前着工住宅の場合	
⑫空き家バンクに登録していたことを証明する書類	・「松山市全国版空き家バンク」の登録通知書又は登録抹消通知書のコピー、若しくはリフォーム工事を行う住宅が「松山市全国版空き家バンク」に登録されていたことを示す書面等（ホームページの印刷物を含む）	
⑬省エネ化加算に該当する証明書	・BELS 評価書の写し（断熱性能がレベル4以上）	

※その他市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

【参考】提出書類の取得場所			
書類	取得場所	備考	手数料
住民票の写し（松山市）	●松山市役所 本館1階 市民課 ☎089-948-6342 ●各支所・市民サービスセンター	・続柄、本籍、個人番号、住民票コードの表示は不要	1通： 300円
戸籍謄本	●松山市役所 本館1階 市民課 ☎089-948-6342 ●各支所・市民サービスセンター	・単身赴任者が申請する場合必要	1通： 450円

完納証明書（松山市税）	<ul style="list-style-type: none"> ●松山市役所 本館2階 納付推進課 ☎089-948-6299 ●各支所・出口出張所 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスセンターでは取得不可 	1通： 300円
登記事項証明書（建物）	<ul style="list-style-type: none"> ●松山地方法務局 松山市宮田町188-6 （松山地方合同庁舎） ☎089-932-0888 ●松山地方法務局 砦部出張所 伊予郡砦部町原町171-1 ☎089-962-2140 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記地域は砦部出張所では発行できません ※森松町、南高井町、井門町、東方町、津吉町、中野町、小村町、上野町、上川原町、大橋町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町 	1通： 600円
空き家バンク登録証明書	<p>【松山市住宅課所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国版空き家バンク ※株式会社LIFULL ※アットホーム株式会社 <p>【松山市まちづくり推進課所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市里島空き家バンク 「離島の空き家」 ・三津浜町家バンク （三津浜地区古民家活用事業）等 	特に証明書等はありませんので、ホームページの印刷物等で可	—
省エネ化の証明書	<p>【BELS申請機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)愛媛建築住宅センター 松山市三番町4丁目4-7 ☎089-931-3336 ・日本ERI(株)松山支店 松山市三番町7丁目1-21 ☎089-913-6311 	申請機関については、左記以外にもありますのでHP等で確認してください。	—

※マイナンバーカードを使っでのコンビニ交付サービスは、住民票の写し、戸籍謄本のみ発行できます。

※他市から転入（予定）の方など、完納証明書が発行されなかった場合は、本申請時にその旨職員にお伝えください。

「確約・同意書」の提出により、申請者の同意を得たものとして、職員が市税の納付状況を確認させていただきます。

※市民サービスセンター（いよてつ高島屋）は、毎週火曜日が定休日です。



【実績報告時】必要提出書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。		記載例
①実績報告書（様式第6号）	・補助対象工事費は税抜金額を記入	P16
②完成届（様式第7号）	・施工業者が記入（会社印を押印）	P17
③施工中写真	・施工箇所ごとに手順がわかるよう撮影	P14
④施工後写真	・補助対象箇所は全て撮影 ・外壁改修等の場合、足場を解体してから撮影すること	P14
⑤工事請負契約書又は 注文書・請書のコピー	・申請者と施工業者の双方が署名押印すること ・補助対象外工事を含めて契約する場合は、補助対象額（税抜）を記入する	—
⑥補助対象工事等に係る 領収書のコピー	・会社印を押印 ・工事請負契約金額と領収額が同額であること	—
⑦転居後の住民票の写し	・本申請時から住所を変更した場合（コピー不可）	該当者のみ提出
⑧登記事項証明書（建物）	・売買物件で本申請時に建物の登記名義変更手続きが完了していなかった場合（コピー不可）	
⑨建築確認の検査済証（コピー）	・増築を含む工事で建築確認申請が必要な工事	
⑩省エネ化加算に該当する証明書	・BELS 評価書の写し（本申請時未提出の場合）	

※「補助金交付請求書」は、住宅課より申請者へ送付しますので、実績報告時は提出不要です。

注意（各申請時共通）

- 書類にフリクションペン（こすると消えるペン）や鉛筆での記入不可。
フリクションペン等で記入された書類は、再提出していただきます。
- 書類に誤記入した場合は、二重線にて訂正してください。訂正印は不要。
※申請者氏名や補助対象工事費など、一部訂正できない箇所もあります。
修正テープ、修正ペン、砂消し等は使用不可。
- 同じ施工箇所で、松山市が実施する他の補助金制度・事業（下記）と重複しての申請はできません。

介護保険制度を利用した住宅改修（手摺取付など）	介護保険課
節水シャワーヘッド購入助成制度	水資源対策課
木造住宅耐震改修等補助事業	建築指導課

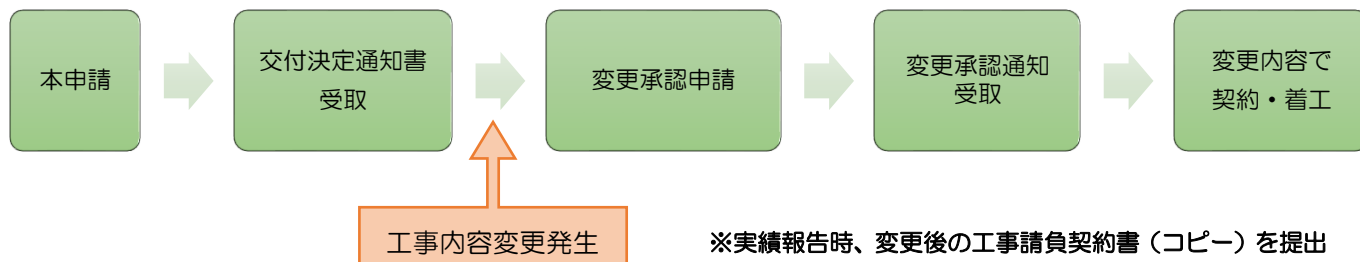
※国等が行う補助金制度は、重複申請しても問題ありません。



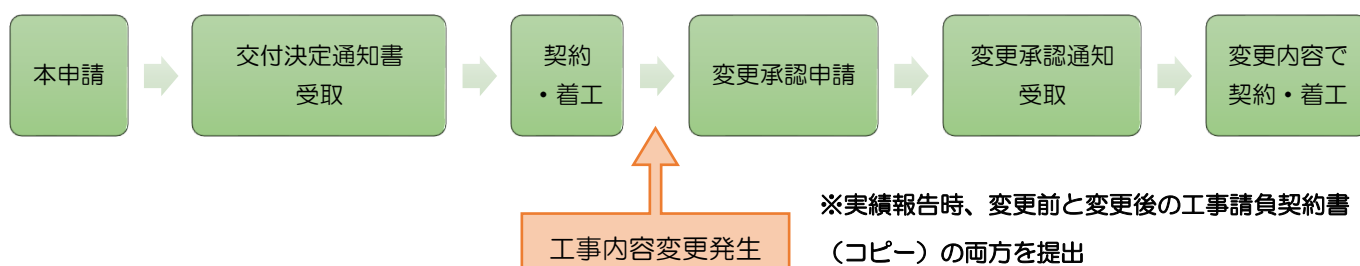
◆変更承認申請について

本申請後、工事内容（金額）等に変更が生じた場合は、「補助金交付変更（中止）承認申請書」（様式第4号）と変更後の見積書（原本）等を住宅課窓口まで提出してください。P15を参照。
提出後、約2週間程度で「補助金交付変更承認通知書」を申請者へ郵送します。
補助金額が変わらない場合も、補助対象工事の内容に変更がある場合は、変更承認申請が必要です。

（変更パターン1）工事請負契約・着工前に変更が生じた場合



（変更パターン2）工事請負契約・着工後に変更が生じた場合




（変更パターン3）補助対象工事とは別場所の工事が追加になった

方法1：追加分の工事は、補助対象工事とは別で請負契約、領収する。

方法2：請負契約、領収を1つにする場合は、実績報告時に追加工事分の見積書を併せて提出する。

注意

- 本申請後は、変更内容が生じた時点で、必ず変更承認申請の手続きをしてください。 実績報告時に本申請時から工事内容・金額が変わっていた場合は受理できません。 
- 変更内容により、工事内容を示した平面図、施工前写真を提出していただく場合があります。

ご不明な点等は、あらかじめ住宅課までご相談ください

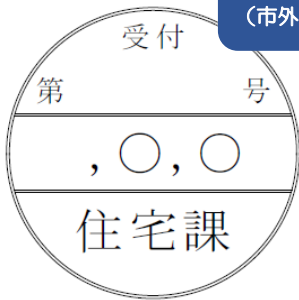


補助金交付事前申請書

令和 8年 月 日

(宛先)松山市長

窓口で書類確認のうえ、記入していただきます



※单身赴任中の方は、現住所
(市外)をご記入ください

申請者

郵便番号 **790**-〇〇△△
 住 所 **松山市〇〇町△-△△**
 (方書) **〇△□マンション101号室**
 氏 名 **松山 太郎**
 電話番号 **089**-〇〇〇-△△△△

マンション名等は
(方書)に記入

上記受付番号が抽選番号です

令和8年度において、下記のとおり「松山市わが家のリフォーム応援補助金」を受けたく、関係書類を添えて事前申請します。

記

工事予定住宅の所在地 (住所)	松山市〇〇町〇-〇 (方書)	
工事予定住宅に関する誓約 ※チェックを入れる (②は、どちらか)	① 「申請者」が登記名義人として所有する住宅である(必須)	<input checked="" type="checkbox"/>
	② ・昭和56年6月1日以降着工の住宅で築10年以上経過している ・昭和56年5月31日以前着工の住宅で耐震性がある	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
施工業者	業者名	株式会社〇×建設
	所在地	松山市二番町〇丁目△-□
	電話番号	089 -〇〇〇-□□□□
補助対象工事費(税抜)	¥ 1,905,000 円	補助対象工事の税抜金額を記入 ※設備工事(給排水配管工事等)は除く (P12見積書を参照)
加算 ※該当箇所をチェック	空き家バンク	<input type="checkbox"/>
	省エネ化	<input type="checkbox"/>
補助金合計		円
補助金交付申請額		円
備考		

太枠内は記入しないでください。
受付時、職員が記入します。

- ※ 太枠内は記入しないでください。
- ※ 方書にはマンション・アパート名等をご記入ください。
- ※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

◆記載例◆ 補助金交付申請書（様式第1号）

様式第1号（第6条関係）

窓口で書類確認のうえ、記入していただきます

令和 8 年 月 日

（宛先）松山市長

マンション名等は
（方書）に記入

※単身赴任中の方は、現住所（市外）をご記入ください

申請者 郵便番号 **790-00△△**
 住 所 **松山市〇〇町△-△△**
 （方書） **〇△□マンション101号室**
 フリガナ **松山 太郎**
 氏 名
 電話番号 **089-0000-△△△△**

補助金交付申請書

令和8年度において下記のとおり松山市わが家のリフォーム応援補助金を交付されたく、松山市わが家のリフォーム応援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

地番は登記事項証明書の「所在」の通り記入

工事予定住宅の所在地 （地番）	松山市〇〇町〇-〇 （方書）		
施工業者	業者名	株式会社〇×建設	
	所在地	松山市二番町〇丁目△-□	
	代表者名	愛媛 二郎	
	電話番号	089-0000-□□□□	
工事期間（予定）	令和8年7月1日 ~ 令和8年9月30日		
補助対象工事費（税抜）	¥ 1,905,000 円	事前申請書と同様に補助対象工事の税抜金額を記入	
加算 ※該当箇所をチェック	空き家バンク <input type="checkbox"/>		円
	省エネ化 <input type="checkbox"/>		円
補助金合計	¥	円	
補助金交付申請額	¥	円	

太枠内は記入しないでください。

受付後、職員が記入します。

- ※ 太枠内は記入しないでください。
- ※ 方書には、マンション・アパート名等をご記入ください。
- ※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

◆記載例◆ 事前・本申請時の見積書

御見積書

作成日：令和〇年〇〇月〇〇

松山 太郎 様

申請者名はフルネームで記載

会社印を押印、代表者名記載
(会社印がない場合は代表者の
個人印を押印)
松山市外に本社がある場合は、
市内営業所の住所も必ず記載

工事名：松山 太郎様邸 外装・内部改修工事

工事場所：松山市〇〇町〇-〇

工期

施工業者

着工 令和 年 月 日 ~

社名 **株式会社〇×建設**

完成 令和 年 月 日

住所 **松山市二番町〇丁目△-□**

見積有効期限 令和 年 月 日

電話 **089-〇〇〇-□□□□**

代表者 **愛媛 二郎** 

合計金額 **¥2,156,000 (税込)** 内訳次のとおり

品名	規格	数量	単価	金額
【外装工事】外壁塗装				
仮設足場(くさび緊結式足場)	W600	280 m ²	900	¥252,000
高圧洗浄		250 m ²	300	¥75,000
シーリング撤去・打換		125m	600	¥75,000
下地調整(セメント系 C-2)		250 m ²	900	¥225,000
外装薄塗材	2回塗り	250 m ²	1300	¥325,000
諸経費		1式		¥30,000
小計				¥982,000
【内部工事】浴室改修				
◇◇製 システムバス 本体	1216サイズ	1式		¥700,000
既存浴室解体・撤去	3人工	2 m ²	45,000	¥90,000
システムバス土間基礎設置	3人工	2 m ²	20,000	¥40,000
システムバス設置工事	3人工	2 m ²	50,000	¥100,000
給排水配管工事 (補助対象外)		1式		¥55,000
小計				¥985,000
合計				¥1,967,000
値引き				▲7,000
合計 (税抜)				¥1,960,000
消費税 (10%)				¥196,000
合計金額 (税込)				¥2,156,000

配管工事等設備工事は(補助対象外)と
明記すること(Q&A16参照)

値引きをする場合は、税抜段階で行う

工事費を合算し、「一式」
「〇〇パッケージ」とし
たもの等は不可

◆記載例◆ 補助対象住宅の平面図

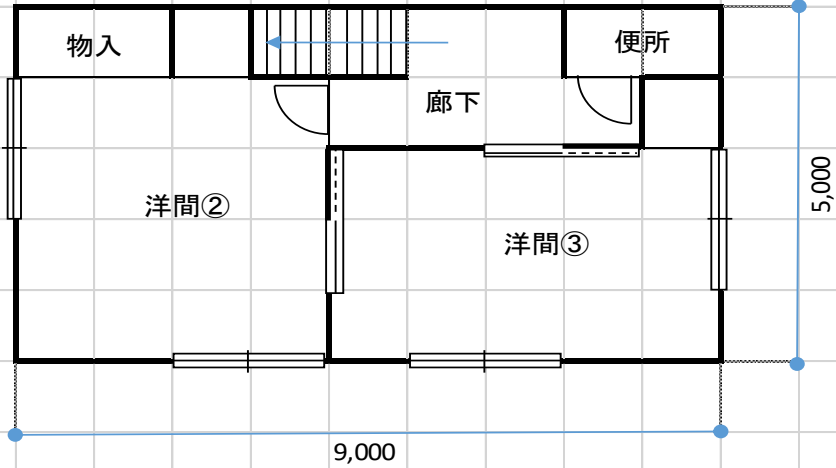
松山 太郎 様邸

外装工事：外壁塗装

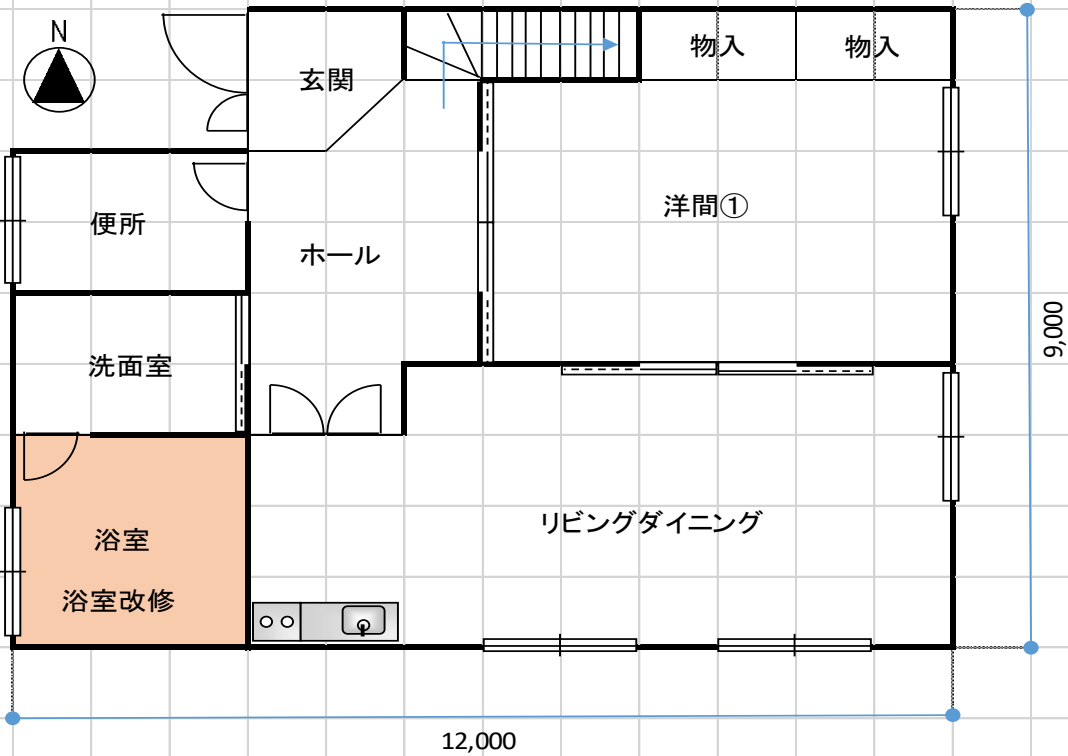
内部工事：浴室改修

工事内容を記入


工事内容に限らず、全ての階の平面図が必要
(外壁・屋根等の工事でも必要)



2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

 改修工事個所を示す。

※カラー写真に限る

(施工前・中・後)

工事写真台紙

施工前写真について

- 住宅の外観写真もつけること（1枚で可）
- 補助対象工事箇所は全て撮影する
- 外壁改修の場合は、東西南北4方向から各1枚
- 屋根改修の場合は、足場設置後に撮影し、実績報告時に必ず提出すること（着工前撮影は困難なため）
- 併用住宅の場合は、居住部分と店舗・事務所等がつながっている部分の写真も添付する

工事箇所

工事内容

工事黒板又は添え書きで
工事箇所や内容を記入

※専用台紙か、A4用紙に3~4枚
を貼り付けて提出してください

施工中写真について

- 施工箇所ごとに、手順が確認できるように撮影する
- 足場設置を行う場合は、足場組立時の撮影をする
- 工事完成時に隠れてしまう箇所（下地材の改修等）は撮影する

工事箇所

工事内容

施工後写真について

- 施工前写真と似たアングルで撮影する
- 屋根改修の完成写真は足場の解体前に撮影する
- 外壁改修の場合は足場を解体してから、東西南北の4方向から各1枚撮影する

工事箇所

工事内容

◆記載例◆ 補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第4号）

様式第4号（第8条関係）

窓口で書類確認のうえ、記入していただきます

令和 年 月 日

（宛名）松山市長

※工事中止等で補助金を辞退する場合も、
この様式を提出してください。

申請者 郵便番号 **790-00△△**
住 所 **松山市〇〇町△-△△**
（方 書） **〇△□マンション101号室**
氏 名 **松山 太郎**
電話番号 **089-0000-△△△△**

交付決定日、番号を記入
（「補助金交付決定通知書」の
右上に記載）

補助金交付変更（中止）承認申請書

令和8年 ●●月 ▲▲日付け第 ●▲■ 号で交付決定を受けた補助事業の内容を変更したので、松山市わが家のリフォーム応援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容・理由 （工事）	外壁塗装工事のシーリング撤去・打換工事（75,000円）が不用になったため	
その他変更内容	当初の見積金額（税抜）から10,000円値引きしたため	
変更金額 （変更前・後）	（変更前） 補助対象工事費 <u>¥ 1,905,000</u> 円 （加算） <input type="checkbox"/> 空き家バンク <input type="checkbox"/> 省エネ化	（変更後） 補助対象工事費 <u>¥ 1,820,000</u> 円 （加算） <input type="checkbox"/> 空き家バンク <input type="checkbox"/> 省エネ化
交付予定額（※）	当初の補助金額を記入	¥ 190,000 円
変更交付申請額	変更後の補助金額を記入	¥ 182,000 円
変更差額	¥ 8,000 円 （変更なし・ 減額 ）	
添付資料	(1) 工事の変更内容が分かる書類 (2) 変更後の補助対象工事の見積書（工事額の変更前・変更後が分かるように記載すること） (3) その他市長が必要と認める書類	

※補助金交付決定通知書に記載されている額

◆記載例◆ 実績報告書（様式第6号）

様式第6号（第9条関係）

窓口で書類確認のうえ、記入していただきます

令和 年 月 日

（宛名）松山市長

工事後に転居した場合は、
転居後の住所を記入

※単身赴任中の方は、現住所（市外）をご記入ください

申請者 郵便番号 **790-00△△**
 住 所 **松山市〇〇町〇-〇**
 （方 書）
 氏 名 **松山 太郎**
 電話番号 **089-0000-△△△△**

交付決定日、番号を記入
 （「補助金交付決定通知書」の
 右上に記載）
 ※変更申請した場合は、変更承認
 通知書に記載の日付と番号

実績報告書

令和8年 ●●月 ▲▲日付け第 ●▲■ 号により交付決定を受けた松山市わが家のリフォーム応援補助金について、対象となる工事が完了しましたので、松山市わが家のリフォーム応援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

工事实施住宅の所在地 （地番）	松山市〇〇町〇-〇 （方書）	地番を記入
施工業者	業者名	株式会社〇×建設
	代表者名	愛媛 二郎
補助対象工事費（税抜）	¥ 1,820,000 円	
加 算 ※該当箇所をチェック	空き家バンク	<input type="checkbox"/>
	省エネ化	<input type="checkbox"/>

※ 方書にはマンション・アパート名等をご記入ください。



◆リフォーム応援事業 Q&A ★よくある質問です

「申請者」について

★ Q1	同居する妻が施工業者とのやり取りをしていますので、「申請者」にしようと思いますが、妻は建物の登記名義人ではありません。申請はできますか？
A1	申請できません。対象住宅の建物の登記名義人で、その住宅に住まわれている方のみ「申請者」となります。この場合、「申請者」には該当しません。
★ Q2	現在、申請者（所有者）は市外に単身赴任しています。申請はできますか？
A2	配偶者が補助対象住宅に居住されている場合は、申請できます。申請時の全書類には、申請者の現住所（市外）を記入してください。本申請時に提出する住民票は、申請者の方に加え、配偶者の住民票と関係を確認するため戸籍謄本を提出してください。完納証明書は申請者分を提出してください。なお、通知書等の郵便物は、松山市内の自宅へ郵送可能です。
Q3	現在、申請者は松山市外に在住で、リフォーム工事が終わってから補助対象住宅に転居する予定です。申請はできますか？
A3	申請できます。本申請時は現住所の住民票を添付し、実績報告時に転居した住所（松山市）の住民票を必ず添付してください。なお、各提出書類の住所ですが、本申請時までは転居前の住所で全てご記入いただき、実績報告時の住所は転居後の住所をご記入ください。

事業の利用に関すること

Q4	5年前に同事業による補助を受けたか曖昧なのですが、調べてもらうことは出来ますか？
A4	住宅課でお調べすることは可能です。ただし、原則申請者から直接お問い合わせください。施工業者からお問い合わせいただく際は、必ず申請者の了解を得てからお問い合わせください。
★ Q5	工事請負契約を済ませた段階（工事は未着工）や、工事中の場合は申請できますか？
A5	申請できません。「補助金交付決定通知書」が申請者に届く前に工事請負契約を交わしたり、工事を着工した場合は補助対象外です。また、当選されたとしても、上記等の場合は虚偽の申請として扱い、当選及び交付決定を取り消します。
Q6	松山市が指定する施工業者はありますか？また、業者を紹介してもらえますか？
A6	市が特定の施工業者の指定や紹介は行っていません。

補助対象住宅について

★ Q7	リフォーム予定の住宅の建物登記事項証明書を確認すると、「昭和56年6月20日新築」と記載されています。この場合、申請できますか？
A7	登記事項証明書では、建物の着工年月日までは確認できませんので、「建築確認通知書」や「建築確認等記載事項証明書」の建築確認年月日の日付で判断します。なお、同証明書は、建築指導課で取得することができます。（松山市役所 本館9階 手数料360円）

補助対象住宅について

Q8	賃貸マンションの中にあるオーナー所有部分のリフォームは、対象になりますか？
A8	自らが居住用に行っている部分（占有部分）のみ対象になります。
Q9	リフォーム工事予定の住宅が、建物の登記名義人の父が亡くなったあと、相続手続きが完了せず名義人変更ができていません。申請できますか？
A9	本申請時まで、申請者名義に相続登記が完了すれば、申請は可能です。
Q10	リフォーム工事予定の住宅を今年購入しました。まだ登記の名義人変更の手続きは完了していませんが、申請はできますか？
A10	申請はできますが、本申請時は住宅の売買契約書のコピーと現状の登記事項証明書（建物）を提出してください。また、実績報告時には必ず申請者の名義と確認できる登記事項証明書（建物）を提出してください。

補助対象工事について

Q11	住宅の1階部分の駐車スペースを塗装する場合、補助対象になりますか？
A11	構造上、建物と一体（ビルトインガレージ）となっている駐車場の外部塗装は補助対象です。
Q12	バルコニー、ウッドデッキの新設工事は補助対象工事になりますか？
A12	エクステリア工事のため補助対象外です。ただし、塗装等の修繕の場合は補助対象です。
Q13	外壁塗装で足場組立のためカーポートの屋根を脱着する場合、工事代は対象になりますか？
A13	工事代は対象になります。 ただし老朽化のため新規の屋根材を付ける場合、材料費は対象外です。
Q14	リフォーム工事に伴い外した、エアコン等の機器の復旧工事は対象になりますか？
A14	工事に影響が出るために機器を外し、工事後、元の場所に戻す場合の工事は対象です。 ただし、復旧の際に新しい機器に変える場合、材料費は対象外です。
Q15	自らがホームセンターなどで材料を購入し、施工業者と工事請負契約は結びません。施工する工事は対象になりますか？
A15	材料支給の材工分離工事や、申請者自らが施工する場合は対象になりません。 施工業者と書面による工事請負契約を交わす工事のみ補助対象です。
Q16	内部工事での給排水工事や電気工事はどの範囲が補助対象外になるのですか？
A16	ユニットバス等への取替、浴槽の取替・システムキッチン等への取替・洗面化粧台の取替、便器の取替に付随する給排水工事や電気工事及びガス配管工事などは、対象外です。

事前申請・本申請について

Q17	補助対象工事と補助対象外工事（外構工事）を同時期に予定しています。 見積書は1つにして提出しても問題ありませんか？
A17	問題ありませんが、補助対象工事と対象外工事を含む場合、その内訳（それぞれで税抜金額を算出する）を明記してください。
Q18	外装工事と内部工事で依頼する施工業者が異なります。 複数の施工業者で申請はできますか？
A18	申請はできません。申請できるのは申請者1人につき1社のみです。 （業者間で話し合い、1社の見積書として申請できる場合は可能です）
Q19	事前申請をして抽選で当選しましたが、諸事情により工事をしないことになりました。 何か手続きは必要ですか？
A19	本申請をしていない場合は、手続きの必要はありませんが、住宅課へご連絡をお願いします。 抽選日までに工事取止めが決まった場合も、ご連絡をお願いします。
Q20	本申請を行い「補助金交付決定通知書」が届きましたが、諸事情により工事をしないことになりました。何か手続きは必要ですか？
A20	「補助金交付変更（中止）承認申請書」（様式第4号）を住宅課までご提出ください。
Q21	第1期で抽選に落選したのですが、同じ内容で第2期に申請はできますか？
A21	再度申請はできますが、改めて事前申請の手続きが必要です。
★Q22	事前申請で提出した見積内容から本申請までに変更になり、補助対象工事費が下がりました。 本申請は可能ですか？
A22	本申請は可能ですが、変更後の補助対象工事費で補助金を再計算します。本申請時に窓口で、その旨を職員に伝えてください。また、補助金が上限の20万円で変わらない場合や工事金額が増額した場合（補助金は増額なし）でも、変更後の見積書を提出してください。

実績報告について

Q23	依頼した施工業者は特定の工事請負契約書がないため、契約書を交わす予定がありません。 実績報告時の添付書類から除外してもいいですか？
A23	工事請負契約書（または注文書・請書）のコピーは実績報告時の必須書類ですので、除外はできません。トラブル回避のためにも、契約書を交わすようにしてください。 特定の書式がない場合は、住宅課のホームページにある参考書式をダウンロードして活用されてもかまいません。
★Q24	施主（申請者）が入院しており、実績報告の期日までに工事を終えることができません。 報告期日の延期はできますか？
A24	上記などのやむを得ない理由により市が認める場合のみ、報告期日の延期は可能です。 その場合、事前に住宅課まで必ず連絡していただき、「補助金変更（中止）承認申請書」と「工期延期に係る理由書」を記入し提出してください。 ただし、施工業者の都合による理由（施工者の手配ができないなど）は、原則認めません。

加算措置について

Q25 空き家バンク加算について、どのような場合が該当しますか？

A25 市内にある空き家等の流通促進による有効活用と地域の活性化を図るため、松山市が参画する【松山市住宅課所管】の全国版空き家バンク

- ・株式会社 LIFULL ・アットホーム株式会社
- 【松山市まちづくり推進課所管】
- ・松山市里島空き家バンク「離島の空き家」
- ・三津浜町家バンク（三津浜地区古民家活用事業）等

に登録された住宅を購入又は購入予定で、補助対象工事を行う人。
判断資料としまして、「松山市全国版空き家バンク」の登録通知書又は登録抹消通知書のコピー、若しくはリフォーム工事を行う住宅が、上記の空き家バンクに登録されていたことを示す書面等（ホームページの印刷物を含む）を提出していただきます。

Q26 省エネ化加算について、どのような場合が該当しますか？

A26

- ・建築物省エネ法の省エネ基準に適合する工事で、第三者認証の評価書（BELS評価書）における断熱性能がレベル4以上の工事を行うもので、実績報告時までに当該評価書の写しを提出できる場合に限る。もし、レベル4以上の認証取得ができなかった場合、補助金は加算分を含む全てが無効になりますので、ご注意ください。

補助金交付について

★Q27 補助金が交付（口座振込）されるのはいつになりますか？振込日は通知されますか？

A27 実績報告書を提出いただいたあと、住宅課で審査し、「補助金交付請求書」を申請者へ郵送します。申請者から返送された「補助金交付請求書」が住宅課に届いてから、約1ヵ月で振り込みいたしますが、振込日の通知はありません。申請者ご自身で通帳記入等によりご確認ください。

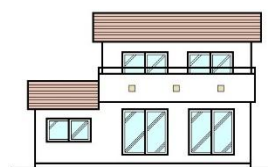
Q28 施工業者には、補助金分を差し引いた金額で支払うことになっています。補助金は、直接施工業者に入金できますか？

A28 施工業者への代理受領は可能ですが、別途書類が必要です。実績報告時前に住宅課にご相談ください。

その他

Q29 補助対象工事を行った後に、施工場所に不具合が起っています。松山市から施工業者へ修繕するよう指導してもらえますか？

A29 申請者と施工業者とのトラブルについては、双方で問題解決を図ってください。松山市が介入することはございません。なお、こうしたトラブル時の相談先として、「公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎0570-016-100」がありますので、ご活用ください。



【電子申請(えひめ電子申請システム)について】

オンライン申請 ～事前申請のみ～



《注意事項》

- 受付審査業務は通常の業務時間内（8：30～17：00）で行います。受付時間が休日で業務が行われない場合は、翌日処理となります。
- 電子メール・FAX では申請できません。
- 申請いただいた内容に入力漏れや添付データ漏れがあった場合は、内容確認のため、お電話やメールにてご連絡する場合があります。
- 事前申請手続き完了後、登録されたメールアドレスへ「申込完了通知メール」（整理番号とパスワード、内容照会 URL）が届きますので、お送りする整理番号とパスワードは、大切に保存してください。照会の際に必要なになります。
- オンライン申請後、住宅課で見積書等が適正かどうかの精査・審査するため、後日改めて正式な受付番号（抽選番号）を登録されたメールアドレスに送りますので、大切に保存してください。
- 添付書類（見積書）はスキャンまたは、写真撮影により、電子化し、一度パソコンや携帯に保存してください。
- 添付ファイルは容量に上限があり、合計 20MB までとなります。
- 入力中のデータを一時保存される場合、添付ファイルは保存されません。再読み込み後、ファイルを添付しなおしてください。
- 「入力中のデータを保存する」では申請手続きが完了していません。
- 事前申請に使用したデータの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。
- 届かない場合は入力したメールアドレスが間違っていないかご確認ください。
「迷惑メール」に分類されている可能性もあります。
- 事前申請内容の誤りや、事前申請自体を取り下げたい場合は、住宅課までご連絡ください。

11 住み続けられる
まちづくりを



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

◆申請窓口・お問い合わせ先◆

松山市役所 開発建築部 住宅課

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 市役所本館7階

電話：089-948-6349

e-mail：juutaku@city.matsuyama.ehime.jp

